

札幌市公文書管理審議会規則

平成 24 年 7 月 6 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市公文書管理条例（平成 24 年条例第 31 号）第 38 条の規定に基づき、札幌市公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 3 項中「過半数」とあるのは、「過半数（委員 3 人をもって構成する部会にあっては、全員）」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年7月17日から施行する。